

出張手数料規程

日本タリアセン株式会社

(趣旨)

第1条 この規程は、日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）が実施する検査業務に係る出張手数料について、必要な事項を定める。

(出張手数料の計算方法)

第2条 出張手数料は、受検対象建築物等の建設地に JTC から最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合のものとして定める。

- 2 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、前項の規定にかかわらず、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案して別に定めることができる。
- 3 検査日程を勘案し宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費実費相当額を加算する。

(出張手数料)

第3条 出張手数料は、原則 JTC 検査員等職員 1 名につき、次の表に定めるものとし、具体的な地域は別表に定める。

税抜金額（カッコ内は税込金額）単位：円

区域	出張手数料	摘要		
A	無料	JTC から概ね	0～30Km	以内の区域
B	10,000 (11,000)	JTC から概ね	30～50Km	以内の区域
C	15,000 (16,500)	JTC から概ね	50～75Km	以内の区域
D	20,000 (22,000)	JTC から概ね	75～100Km	以内の区域
E	25,000 (27,500)	JTC から概ね	100～125Km	以内の区域
F	30,000 (33,000)	JTC から概ね	125～175Km	以内の区域
G	35,000 (38,500)	JTC から概ね	175～250Km	以内の区域
H	40,000 (44,000)	JTC から概ね	250Km～	超の区域

※ 摘要における距離は、日本タリアセンから出張区域の移動距離を目安とする。

※ 最寄駅から 5km を超える場合は、検査予約の段階で相談を必要とする。

※ 最寄駅から 10km を超える場合は、別途 10,000 円（税込 11,000 円）の追加手数料を加算する。

※ 床面積が 2,000 m²以上、又は JTC が必要と認める場合、検査員等職員を 2 名以上とする。

（出張手数料の見直しと改訂）

第4条 前条出張手数料は、適宜見直しを行い改定することができる。

（附則）

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 15 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 8 日より施行する。

この規程は 令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は 令和 5 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は 令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

平成 26 年 6 月 1 日 制定

平成 27 年 9 月 1 日 改訂

平成 29 年 5 月 8 日 改訂

令和 3 年 4 月 1 日 改訂

令和 5 年 5 月 1 日 改訂

令和 7 年 4 月 1 日 改訂

【別表】

	東京都	神奈川県	埼玉県
A	東京都全域 (下記Bエリア他一部地域を除く)	川崎市 横浜市青葉区 横浜市都筑区 横浜市鶴見区	朝霞市 川口市 戸田市 新座市 和光市 蕨市 鳩ヶ谷市 八潮市 さいたま市南区 さいたま市浦和区 さいたま市中央区
B	八王子市 羽村市 福生市 西多摩郡瑞穂町	横浜市上記Aエリア以外の区 鎌倉市 藤沢市 相模原市南区 相模原市中央区 大和市	さいたま市上記Aエリア以外の区 草加市 志木市 所沢市 上尾市 入間市 川越市 越谷市 狭山市 ふじみ野市 富士見市 三郷市 吉川市
C	青梅市 あきる野市 西多摩郡日の出町	厚木市 綾瀬市 海老名市 伊勢原市 座間市 逗子市 茅ヶ崎市 相模原市緑区 秦野市 横須賀市 平塚市 三浦郡葉山町	春日部市 坂戸市 久喜市 蓮田市 鶴ヶ島市 桶川市 北本市 鴻巣市 幸手市 白岡市 飯能市 日高市 北足立郡
D	西多摩郡奥多摩町 西多摩郡檜原村	三浦市 愛甲郡 高座郡寒川町 小田原市 中郡 南足柄市 足柄上郡 足柄下郡	加須市 行田市 熊谷市 東松山市 羽生市 深谷市 大里郡 北葛飾郡 秩父市 本庄市 入間郡 児玉郡 比企郡
E			秩父郡 北埼玉郡 南埼玉郡
F			
G			
H			

【別表】

	千葉県	茨城県	群馬県
A	市川市 浦安市		
B	船橋市 鎌ヶ谷市 流山市 八千代市	松戸市 千葉市 習志野市	
C	柏市 我孫子市 白井市	野田市 印西市	取手市 守谷市 つくば市
D	四街道市 佐倉市 袖ヶ浦市 八街市 印旛郡	市原市 成田市 木更津市 富里市	つくばみらい市 牛久市 常総市 土浦市 龍ヶ崎市
E	旭市 大網白里市 香取市	館山市 富津市 君津市	古河市 水戸市 潮来市 小美玉市 鹿嶋市 神栖市 桜川市
		坂東市 石岡市 稲敷市 笠間市 かすみがうら市 下妻市	藤岡市 安中市 渋川市
F	茂原市 南房総市 香取郡	銚子市 安房郡	伊勢崎市 高崎市 前橋市
G	いすみ市 勝浦市 鴨川市 山武市 東金市	匝瑳市 長生郡 夷隅郡 山武郡	古河市 坂東市 石岡市 稲敷市 笠間市 かすみがうら市 下妻市
H			

【別表】

	栃木県	山梨県	長野県
A			
B			
C		上野原市 都留市	大月市
D	足利市 小山市 下野市	宇都宮市 佐野市 栃木市	甲斐市 甲州市 甲府市 中央市 笛吹市 富士吉田市 山梨市 南都留郡西桂町
E	鹿沼市 那須烏山市	さくら市 真岡市	中巨摩郡昭和町 南都留郡忍野村 南都留郡道志村 南都留郡鳴沢村 南都留郡富士河口湖町 南都留郡山中湖村
F	大田原市 矢板市 下都賀郡 芳賀郡	日光市 河内郡 塩谷郡	那須塩原市 那須郡
G		北杜市 北都留郡	那須塩原市 那須郡
H		南巨摩郡	北杜市 北都留郡